平成２８年（フ）第２４０３号
東京都練馬区東大泉３丁目16―32―202
破産者　梶原　昌弘
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４０４号
東京都板橋区赤塚２丁目24―13―101
破産者　江口　秀男
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４２５号
東京都杉並区善福寺３丁目16―18―201
破産者　高間舘登志
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４２６号
東京都杉並区善福寺３丁目16―18―201
破産者　高間舘聡子
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４２７号
東京都葛飾区東金町２丁目14―15―202
破産者　齋藤友理惠
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４３７号
東京都足立区入谷９丁目９－５―103
破産者　宇都　　博
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２３５号
札幌市北区屯田６条12丁目１番34号　藤コーポＢ－１号
破産者　鈴木　良徳
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２９号
川崎市高津区二子３丁目30番10―401号　ベルウッドコート、開始決定時の住所仙台市青葉区堤町２丁目９番22号　グランデールＡ201
破産者　茅野　　弘
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
仙台市青葉区水の森３丁目33番26号　シャンテ水の森202、従前の住所盛岡市東新庄２丁目25番22号　カサ・エスプランサＢ102号
破産者　佐々木雅文（旧姓矢口）
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
仙台市青葉区水の森３丁目33番26号　シャンテ水の森202、従前の住所盛岡市東新庄２丁目25番22号　カサ・エスプランサＢ102号
破産者　佐々木　巴
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
仙台市青葉区中山２丁目39番15号　メイプル中山201
破産者　吉川　和樹
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２９号
さいたま市北区盆栽町225番地
破産者　藤井　逸彦
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３６５号
高知県高知市高須２丁目15番44号　美和ハイツⅢ―305号、破産手続開始決定時の住所埼玉県加須市花崎北１丁目15番地１　グラン・コート花崎302号
破産者　濱渦　正則
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
埼玉県戸田市中町２丁目６番14号
破産者　中島　　裕
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
愛知県田原市田原町西鎌田３番地１　西鎌田住宅７―303号、従前の住所愛知県豊橋市高師本郷町字東上17番地
破産者　河合　敏樹
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６７４号
奈良県橿原市中曽司町694番地、開始決定時の住所奈良県橿原市十市町881番地の18
破産者　横山　清志
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０５７号
堺市東区日置荘田中町187番地13
破産者　広陽縫製こと　角田　　逞
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
大阪府柏原市上市１丁目１番８―401号　東部マンション、前住所大阪府柏原市片山町１番50号
破産者　小林　義弘
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
和歌山県西牟婁郡白浜町3770番地の１
破産者　三浦　孝浩
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部